

入院される皆様へ

入院時病院給食について **標準負担額減額認定証**

入院される皆様につきましては、治療の一環として病院給食を提供させていただきます。負担額は次のとおりです。

- * 一般 1食 460円 (1日3食の場合460円×3=1,380円)
 - * 非課税 所得に応じて負担額が異なります。(1階ロビー提示ポスター参照)
- 入院に際し、非課税の方であれば、入院中の食事代が減額されます。
該当する方は手続き願います。

入院医療費について **限度額適用認定証**

医療費についても限度額適用認定証を提示することにより医療費負担額が軽減されます。所得により負担額は異なりますが手続き願います。

記

※ 国民健康保険・後期高齢者医療保険の場合

各市町村役場国保年金課にて手続きをしてください。

(持参するもの)

- * 国民健康保険被保険者証
- * 印鑑
- * 後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)

※ 社会保険などの場合

各保険者事務所にて手続きをしてください。

(持参するもの)

- * 保険証
- * 印鑑
- * 非課税を証明するもの



申請時に個人番号が必要です。
その他必要書類がある場合も
ございますので、必ず問い合わせ
の上申請に行ってください。

選定療養費について(180日を超えて入院)

同一の疾病又は負傷により当該保険医療機関又は他の保険医療機関に入院した場合、通算対象入院料を算定していた期間は通常の医療費とは別に入院基本料の15%+消費税を加算した額を負担して頂く場合があります。
(1日あたりの負担額 1,555円(入院基本料 9,600円×15%+115円(消費税))

※上記に関して詳しくは医事課までお問い合わせ下さい。

発行された認定証などは、速やかに1階事務室窓口にご提示くださるようお願いいたします。FAXでの提出も可です。
(FAX 0172-87-1228)